## 【特別な状況で欠席する場合】

### （１）学校感染症で欠席するとき

病気で学校を休む場合に、児童生徒がかかった病気によっては、学校を休んでも欠席扱いにはならない場合があり、これを「出席停止」といいます。「出席停止」は学校やクラスでの伝染を防ぐためもありますが、何より児童生徒自身の治療と休養のための措置ですので、必ず学校までご連絡ください。

**主 な 学 校 感 染 症 と そ の 対 応**

| 種別 | 病名 | 学校保健安全法による措置（出席停止期間の基準） |
|---|---|---|
| 第１種 | エボラ出血熱 | 治癒するまで　（流行地域からの帰国者の（に注意する） |
| 第１種 | クリミア・コンゴ出血熱 | 治癒するまで　〃 |
| 第１種 | ラッサ熱 | 治癒するまで　〃 |
| 第１種 | マールブルグ病 | 治癒するまで　〃 |
| 第１種 | 南米出血熱 | 治癒するまで　〃 |
| 第１種 | ペスト | 治癒するまで　（予防接種の既往を確認しておくことも重要） |
| 第１種 | 急性灰白髄炎（ポリオ） | 治癒するまで |
| 第１種 | ジフテリア | 治癒するまで |
| 第１種 | 重症急性呼吸器症候群 | 治癒するまで　※ベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る |
| 第１種 | 痘そう | 治癒するまで |
| 第１種 | 特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで　※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第三項第六号に規定するもの |
| 第１種 | 中東呼吸器症候群 | 治癒するまで　※ベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る |
| 第１種 | 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症 | 治癒するまで　※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項に規定するもの |
| 第２種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては、３日）を経過するまで（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く） |
| 第２種 | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 第２種 | 麻しん | 解熱した後３日を経過するまで |
| 第２種 | 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好にな |
| 第２種 | 風しん | 発しんが消失するまで |
| 第２種 | 水痘（水ぼうそう） | すべての発しんが痂皮化するまで |
| 第２種 | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後２日を経過するまで |
| 第２種 | 新型コロナウイルス感染症（★） | 発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで |
| 第２種 | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第２種 | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第３種 | コレラ | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第３種 | 細菌性赤痢 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第３種 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第３種 | 腸チフス | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第３種 | パラチフス | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第３種 | 流行性角結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第３種 | 急性出血性結膜炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | 感染性胃腸炎 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | サルモネラ感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | マイコプラズマ感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | 肺炎球菌感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | 溶連菌感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | 伝染性紅斑（りんご病） | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | RSウイルス感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | ウイルス性肝炎 | A型については主要症状が消失するまで　（B・C型については停止の必要はない） |
| ※ | 手足口病 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ※ | ヘルパンギーナ | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| ― | アタマジラミ | 通常出席停止の措置は必要ない　（早期発見と早期治療が重要） |
| ― | 水いぼ | 通常出席停止の措置は必要ない |
| ― | 伝染性膿痂疹（とびひ） | 通常出席停止の措置は必要ない　（皮膚の清潔を保ち、プール、入浴を共にしない等注意する） |

※　「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類、年齢等を考慮し判断すること。

★　病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）

【インフルエンザの場合】
発症後５日を経過し、かつ解熱後２日経過するまでが出席停止の期間となります。
【コロナの場合】
発症後５日を経過し、かつ症状が軽快後１日経過するまでが出席停止の期間となります。
※発症日を必ず確認してください。　※医師による診断書は必要ありません。

### （２）忌引きになる場合

身内にご不孝があったとき、それに関連する欠席については忌引き扱いになる場合があります。生徒と亡くなられた方との続柄によって、忌引き日数は下のように決められています。

| | | |
|---|---|---|
| 父母：７日以内 | 祖父母：３日以内 | 兄弟姉妹：３日以内 |
| おじ/おば：２日以内 | 曾祖父母：１日以内 | 甥/姪：１日以内 |

【遠方の場合】
往復日数を加算することもできます。なお、法事は忌引き扱いにはなりません。